

2025年1月28日

お客様へ

株式会社 山陰合同銀行

「JCB CARD 規約・規定集」改定のお知らせ

山陰合同銀行では、クレジットカード利用における安全性と利便性向上のため、「JCB CARD 規約・規定集」内の「クレジットカード会員規約（JCB個人用）」、「クレジットカード会員規約（JCB一般法人用）」、「クレジットカード会員規約（JCB大型法人用）」等を2025年2月28日に下記の通り改定いたします。

なお、新規約は、改定前よりお取引をいただいているお客様にも適用されます。

下表では、改定する箇所のみ記載しています。

記

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>クレジットカード会員規約（JCB個人用）</p> <p>第1条(会員)</p> <p>—1～2 省略—</p> <p>3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング利用(第23条に定めるものをいう。以下同じ。)、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。))ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第43条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>	<p>クレジットカード会員規約（JCB個人用）</p> <p>第1条(会員)</p> <p>—1～2 省略—</p> <p>3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング利用(第23条に定めるものをいう。以下同じ。)、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。))ならびに第4条の2第4項に定めるWEBサービス等、第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第43条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>—以下省略—</p> <p>第2条(カードの貸与およびカードの管理)</p> <p>1.当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。会員は、カード(ただし、署名欄(サインパネル)が設けられていないカードを除く。)を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> <p>—以下省略—</p>	<p>主張することはできません。</p> <p>—以下省略—</p> <p>第2条(カードの貸与およびカードの管理)</p> <p>1.当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。また、会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄(サインパネル)がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。</p> <p>—以下省略—</p> <p>第4条の2 WEBサービス等</p> <p>1.両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)である「J/Secure(TM)」(以下、併せて「MyJCB等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。</p> <p>2.MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。</p> <p>3.会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</p> <p>4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス(「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>第5条（付帯サービス等）</p> <p>—1～3 省略—</p> <p>4.会員は、当行が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時または入会后遅滞なく、当行が別途定める規定に同意のうえ、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p> <p>5.当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>	<p>MyJCB等とその他のWEBサービスを併せて「WEBサービス等」という。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができません。</p> <p>5.会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら（ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限る。）を届け出るものとし、両社、JCBまたは当行から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。</p> <p>6.会員は、両社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。</p> <p>7.会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>第5条（付帯サービス等）</p> <p>—1～3 省略—</p> <p>4.当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>第7条（カードの有効期限）</p> <p>1.カードの有効期限は、カードの券面または会員本人の みが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期 限月」という。）の末日までとします。</p> <p>—以下省略—</p>	<p>第7条（カードの有効期限）</p> <p>1.カードの有効期限は、カードの券面または会員本人の みが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までと します（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月 のことを、以下「有効期限月」という。）。</p> <p>—以下省略—</p>
<p>第10条（届出事項の変更）</p> <p>1.会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務 先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第34条に 定めるものをいう。）、暗証番号、家族会員、Eメールアド レス等（以下「届出事項」という。）について変更があった 場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け 出なければなりません。また、両社が会員に対して、会 員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資 料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなけ ればなりません。</p> <p>—以下省略—</p>	<p>第10条（届出事項の変更）</p> <p>1.会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務 先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第34条に 定めるものをいう。）、暗証番号、家族会員、国籍、在留 情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間 等をいう。）、Eメールアドレス等（以下「届出事項」とい う。）について変更があった場合には、両社所定の方法 により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、 両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する 内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、 会員はこれを提出しなければなりません。</p> <p>—以下省略—</p>
<p>第14条（個人情報の収集、保有、利用、預託）</p> <p>—1～2 省略—</p> <p>3.会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関す る契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」とい う。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項 (1)①②③の個人情報を共同利用することに同意しま す。（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記 載のとおりです。）なお、本項に基づく共同利用に係る個 人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>	<p>第14条（個人情報の収集、保有、利用、預託）</p> <p>—1～2 省略—</p> <p>3.会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関す る契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」とい う。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項 (1)①②③の個人情報を共同利用することに同意しま す。（共同利用会社および利用目的は次のホームペー ジにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/）な お、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理につ いて責任を有する者はJCBとなります。</p>
<p>第23条（ショッピングの利用）</p> <p>—1 省略—</p> <p>2.会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）に</p>	<p>第23条（ショッピングの利用）</p> <p>—1 省略—</p> <p>2.会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）に</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができますことがあります。</p> <p>3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p> <p>4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。)についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p> <p>—5～6 省略—</p> <p>7.ショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。</p> <p>—(1)～(3) 省略—</p> <p>(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。</p>	<p>において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p> <p>3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。</p> <p>4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等(以下「暗証番号入力等」という。)を行い、残額(暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。)についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。</p> <p>—5～6 省略—</p> <p>7.ショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。</p> <p>—(1)～(3) 省略—</p> <p>(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求め</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>ります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p> <p>—以下省略—</p>	<p>る場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p> <p>—以下省略—</p>
<p>第25条(ショッピング利用代金の支払区分)</p> <p>—1 省略—</p> <p>2.第1項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するもの</p> <p>については、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。</p> <p>—以下省略—</p>	<p>第25条(ショッピング利用代金の支払区分)</p> <p>—1 省略—</p> <p>2.第1項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。</p> <p>—以下省略—</p>
<p>第35条(明細)</p> <p>1.当行は、「MyJCB」および「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細(以下「明細」という。)を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当</p> <p>行は明細の内容が確定した後速やかに(なお、第25条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに)、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という。)を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p> <p>2.当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに</p>	<p>第35条(明細)</p> <p>1.当行は、「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細(以下「明細」という。)を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに(なお、第25条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに)、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という。)を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p> <p>2.当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代え</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>「MyJCB」および「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p> <p>—以下省略—</p>	<p>て、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p> <p>—以下省略—</p>
<p>第39条の2（取引の制限等）</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p> <p>—(1)～(4) 省略—</p> <p>(5)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反</p>	<p>第39条の2（取引の制限等）</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p> <p>—(1)～(4) 省略—</p> <p>(5)会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合。</p> <p>(6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合。</p> <p>第43条（退会および会員資格の喪失等） —1～3 省略—</p> <p>4.会員（(6)または(7)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(3)、(5)、(6)、(7)、(11)、(12)、(13)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(4)、(8)、(9)、(10)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>—(1)～(13) 省略—</p> <p>※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点におけ</p>	<p>するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合。</p> <p>第43条（退会および会員資格の喪失等） —1～3 省略—</p> <p>4.会員（(6)または(7)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(3)、(5)、(6)、(7)、(11)、(12)、(13)、(14)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(4)、(8)、(9)、(10)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>—(1)～(13) 省略—</p> <p>(14)会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。</p> <p>附則</p> <p>第4条の2第1項に基づき、会員が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次MyJCB等の登録を行います。</p> <p>2025年2月28日現在</p> <p>※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点におけ</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>る最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p> <p>2023年3月現在</p> <p>クレジットカード会員規約（JCB一般法人用） 第1条（法人会員とカード使用者） —1～5 省略—</p> <p>6.法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、海外キャッシング1回払い）に定めるショッピング、海外キャッシング1回払いならびに第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第36条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p>—以下省略—</p> <p>第3条（カードの貸与およびカードの管理） 1.当行は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含</p>	<p>る最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p> <p>クレジットカード会員規約（JCB一般法人用） 第1条（法人会員とカード使用者） —1～5 省略—</p> <p>6.法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、海外キャッシング1回払い）に定めるショッピング、海外キャッシング1回払い、第5条の2第4項に定めるWEBサービス等および、第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第36条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p>—以下省略—</p> <p>第3条（カードの貸与およびカードの管理） 1.当行は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>みます。カード使用者は、カード(ただし、署名欄(サインパネル)が設けられていないカードを除く。)を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> <p>—以下省略—</p>	<p>みます。また、カード使用者は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄(サインパネル)がある場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> <p>—以下省略—</p>
	<p>第5条の2 WEBサービス等</p> <p>1.両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等)に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)である「J/Secure(TM)」(以下、併せて「MyJCB等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等(ただし、法人会員についてはMyJCB)に利用登録されるものとします。</p> <p>2.MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。</p> <p>3.カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</p> <p>4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス(「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスを併せて「WEBサービス等」という。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービス等のうち利用できる機能が異なります。</p> <p>5.カード使用者は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それらを届け出るものとし、両社、JCBまたは当行から送信されるEメールまたはショートメ</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>第6条（付帯サービス等）</p> <p>—1～3 省略—</p> <p>4.会員は、当行が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、一部のカードについてはこの限りではありません。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービスの利用内容が異なります。会員は、入会時または入会后遅滞なく、当行が別途定める規定に同意のうえ、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p> <p>5.会員は、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。</p> <p>第10条（届出事項の変更）</p> <p>1.会員が両社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、連帯保証人、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号およびお支払い口座（第27条に定めるものをいう。）、Eメールアドレス等、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号、Eメ</p>	<p>ッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。なお、ショートメッセージは、両社が別途定める日より送信されるものとし、それまではEメールによる送信のみとなります。</p> <p>6.カード使用者は、両社に届け出た Eメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。</p> <p>7.カード使用者が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>第6条(付帯サービス等)</p> <p>—1～3 省略—</p> <p>4.会員は、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。</p> <p>第10条(届出事項の変更)</p> <p>1.会員が両社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、連帯保証人、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号およびお支払い口座（第27条に定めるものをいう。）、Eメールアドレス等、個人事業主会員に係る国籍、在留情報（個人事業主会員が外国</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>ールアドレス等(以下「届出事項」という。)について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p> <p>—以下省略—</p>	<p>人である場合の在留資格、在留期間等をいう。)、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号、Eメールアドレス等(以下「届出事項」という。)について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p> <p>—以下省略—</p>
<p>第13条(会員情報の収集、保有、利用、預託)</p> <p>—1～2 省略—</p> <p>3.会員等は、当行またはJCBが会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>	<p>第13条(会員情報の収集、保有、利用、預託)</p> <p>—1～2 省略—</p> <p>3.会員等は、当行またはJCBが会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します(共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>
<p>第22条(ショッピングの利用)</p> <p>—1 省略—</p> <p>2.会員は、カード使用者が加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p>	<p>第22条(ショッピングの利用)</p> <p>—1 省略—</p> <p>2.会員は、カード使用者が加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p> <p>4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p> <p>—5～6 省略—</p> <p>7.ショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。</p> <p>—(1)～(3) 省略—</p> <p>(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p> <p>—以下省略—</p> <p>第28条(明細)</p> <p>1.当行は、当行所定の方法(法人会員が「MyJCB」および「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の</p>	<p>3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。</p> <p>4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または、売上票への署名等(以下「暗証番号入力等」という。)を行い、残額(暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。)についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。</p> <p>—5～6 省略—</p> <p>7.ショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。</p> <p>—(1)～(3) 省略—</p> <p>(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求められます。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p> <p>—以下省略—</p> <p>第28条(明細)</p> <p>1.当行は、当行所定の方法(法人会員が「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法)により、約</p>
<p>び「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の</p>	<p>に登録している場合は、電磁的記録の方法)により、約</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>方法)により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細(以下「明細」という。)を法人会員に通知します。当行は、法人会員が「MyJCB」および「MyJチェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という。)を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。</p>	<p>定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細(以下「明細」という。)を法人会員に通知します。当行は、法人会員が「MyJチェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という。)を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。</p>
<p>—以下省略—</p>	<p>—以下省略—</p>
<p>第32条の2(取引の制限等)</p>	<p>第32条の2(取引の制限等)</p>
<p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止 または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p>	<p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止 または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p>
<p>—(1)～(4) 省略—</p>	<p>—(1)～(4) 省略—</p>
<p>(5)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でない」と当行が合理的に判断した場合。</p>	<p>(5)個人事業主会員が在留期間(出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。)の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合。</p>
<p>(6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でない」と当行が合理的に判断した場合。</p>	<p>(6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でない」と当行が合理的に判断した場合。</p>
<p>第36条(退会および会員資格の喪失等)</p>	<p>第36条(退会および会員資格の喪失等)</p>
<p>—1～2 省略—</p>	<p>—1～2 省略—</p>
<p>3.会員((5)または(10)のときは、これに該当するカード使用者(個人事業主会員を含む。)をいい、カード使用者が</p>	<p>3.会員((5)または(10)のときは、それに該当するカード使用者(個人事業主会員を含む。)をいい、カード使用者が</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、または(12)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(4)、(5)、(9)、(10)、(11)においては当然に、(3)、(6)、(7)、(8)、(12)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(10)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場合で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者(以下「事業承継者」という。)から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当行がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第2条に定める支払責任者としての義務(契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。)を負うものとします。</p> <p>—(1)～(12) 省略—</p>	<p>(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)、(13)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(4)、(5)、(9)、(10)、(11)、(13)においては当然に、(3)、(6)、(7)、(8)、(12)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(10)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場合で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者(以下「事業承継者」という。)から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当行がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第2条に定める支払責任者としての義務(契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。)を負うものとします。</p> <p>—(1)～(12) 省略—</p> <p>(13)個人事業主会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。</p> <p>附則</p> <p>第5条の2第1項に基づき、会員が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure(TM)」(なお、法人会員においては「MyJCB」のみ)の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次MyJCB等(なお、法人会員においては「MyJCB」のみ)の登録を行います。</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p> <p>2023年3月現在</p> <p>クレジットカード会員規約（JCB大型法人用） 第1条（法人会員とカード使用者） —1～3 省略— 4.法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、海外キャッシング1回払い）に定めるショッピング、海外キャッシング1回払い）ならびに第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第36条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p>—以下省略—</p>	<p>2025年2月28日現在</p> <p>※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p> <p>クレジットカード会員規約（JCB大型法人用） 第1条（法人会員とカード使用者） —1～3 省略— 4.法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、海外キャッシング1回払い）に定めるショッピング、海外キャッシング1回払い、第5条の2に定めるWEBサービス等および第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第36条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p>—以下省略—</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>第3条（カードの貸与およびカードの管理）</p> <p>1.当行は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。カード使用者は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> <p>—以下省略—</p>	<p>第3条(カードの貸与およびカードの管理)</p> <p>1.当行は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。また、カード使用者は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> <p>—以下省略—</p> <p>第5条の2 WEBサービス等</p> <p>会員は、両者が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEB サービス（「JCB 法人カード WEB サービス」「MyJCB」「J/Secure (TM)」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことによりWEB サービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者では WEB サービスの利用内容が異なります。法人会員は「JCB 法人カード WEB サービス」に、カード使用者は「MyJCB」および「J/Secure (TM)」に、それぞれ入会時または入会后遅滞なく、当行が別途定める規定に同意のうえ、登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p>
<p>第6条（付帯サービス等）</p> <p>—1～3 省略—</p> <p>4.会員は、当行が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、一部のカードについてはこの限りではありません。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービスの利用内容が異なります。会員は、入会時または入会后遅滞なく、当行が別途定める規定に同意のうえ、「MyJCB」および</p>	<p>第6条(付帯サービス等)</p> <p>—1～3 省略—</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p> <p>5.会員は、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。</p>	<p>4.会員は、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。</p>
<p>第14条(共同利用)</p> <p>—1 省略—</p> <p>2.会員等は、当行またはJCBが会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第13条(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>	<p>第14条(共同利用)</p> <p>—1 省略—</p> <p>2.会員等は、当行またはJCBが会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第13条(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。https:// www.jcb.co.jp/r/riyou/）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>
<p>第22条(ショッピングの利用)</p> <p>—1 省略—</p> <p>2.会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p> <p>3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その</p>	<p>第22条(ショッピングの利用)</p> <p>—1 省略—</p> <p>2.会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p> <p>3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および売上票への署名等を省略することができます。</p> <p>4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p> <p>—5～6 省略—</p> <p>7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。</p> <p>—(1)～(3) 省略—</p> <p>(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p> <p>—以下省略—</p> <p>※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名</p>	<p>加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。</p> <p>4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または、売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。</p> <p>—5～6 省略—</p> <p>7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。</p> <p>—(1)～(3) 省略—</p> <p>(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求められます。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p> <p>—以下省略—</p> <p style="text-align: right;">2025年2月28日現在</p> <p>※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)</p> <p>2023年3月現在</p> <p>スマリボ特約</p> <p>第4条（本サービスの内容）</p> <p>1.本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。</p> <p>(1)利用者が会員規約第23条(ショッピングの利用)および第25条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの(JCBのホームページ等で公表します。)の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。</p> <p>—以下省略—</p> <p>ショッピングリボ払い専用カード規定</p> <p>第2条（本カードの有効期限）</p> <p>1.本カードの有効期限は、本カードの券面に表示された年月(以下「有効期限」という。)の末日までとします。</p> <p>—以下省略—</p> <p>第6条（利用代金の支払い）</p>	<p>称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)</p> <p>スマリボ特約</p> <p>第4条（本サービスの内容）</p> <p>1.本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。</p> <p>(1)利用者が会員規約第23条(ショッピングの利用)および第25条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの(JCBのホームページ等で公表します。)の支払区分はショッピング1回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。</p> <p>—以下省略—</p> <p>ショッピングリボ払い専用カード規定</p> <p>第2条（本カードの有効期限）</p> <p>1.本カードの有効期限は、本カードの券面に表示された年月の末日までとします。</p> <p>—以下省略—</p> <p>第6条（利用代金の支払い）</p>

改定前	改定後（2025年2月28日現在）															
<p>1.リボ会員が本カードを利用した場合は、ショッピングリボ払いを指定したものとし、当行に対する債務の支払いは、会員規約で定めるショッピングリボ払いに関する支払方法に準ずるものとします。ただし、指定外の加盟店においてまたは一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当行が指定したショッピングリボ払い対象外商品について本カードを利用した場合、ショッピング1回払いを指定したものとみなされることがあります。</p> <p>—以下省略—</p>	<p>1.リボ会員が本カードを利用した場合は、ショッピングリボ払いを指定したものとし、当行に対する債務の支払いは、会員規約で定めるショッピングリボ払いに関する支払方法に準ずるものとします。ただし、指定外の加盟店においてまたは一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他当行が指定したショッピングリボ払い対象外商品について本カードを利用した場合、ショッピング1回払いを指定したものとみなされることがあります。</p> <p>—以下省略—</p>															
<p>第8条（規定の改定）</p> <p>将来、本規定が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にリボ会員が本カードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。</p>	<p>第8条（規定の改定）</p> <p>本規定の改定は、会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。</p>															
<p><山陰合同銀行 加盟個人信用情報機関></p> <p>—中略—</p> <p><提携個人信用情報機関></p> <p>本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。 <table border="1" data-bbox="124 1787 721 1915"> <thead> <tr> <th>加盟個人信用情報機関</th> <th>提携個人信用情報機関</th> <th>登録情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CIC</td> <td>JICC、全国銀行個人信用情報センター</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>JICC</td> <td>CIC、全国銀行個人信用情報センター</td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table>	加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報	CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*	JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*	<p><山陰合同銀行 加盟個人信用情報機関></p> <p>—中略—</p> <p><提携個人信用情報機関></p> <p>本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ●各加盟個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は、以下の表のとおりです。 <table border="1" data-bbox="810 1787 1283 1915"> <thead> <tr> <th>加盟個人信用情報機関</th> <th>提携個人信用情報機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CIC</td> <td>JICC、全国銀行個人信用情報センター</td> </tr> <tr> <td>JICC</td> <td>CIC、全国銀行個人信用情報センター</td> </tr> </tbody> </table>	加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター
加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報														
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*														
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*														
加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関															
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター															
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター															
<p>*提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される</p>																

改定前	改定後（2025年2月28日現在）
<p>登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。</p> <p><共同利用会社> 本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○株式会社JCBトラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 利用目的: 旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供 ○株式会社ジェーシービー・サービス 〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフオート 利用目的: 保険サービス等の提供</p>	<p><共同利用会社> 本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○株式会社JCBトラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 利用目的: 旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービスおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供 ○株式会社ジェーシービー・サービス 〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフオート 利用目的: 保険サービス等の提供</p>

以上